

労働政策審議会令

(平成一二年)

政令第二八四号

労働政策審議会令をここに公布する。

御 名 御 璽

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第二八四号

労働政策審議会令

内閣は、厚生労働省設置法第九條第一項に規定するものほか、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二九二号)別表第一第十六号の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

(所掌事務)

第一條 労働政策審議会(以下「審議会」といふ)は、厚生労働省設置法第九條第一項に規定するものほか、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二九二号)別表第一第十六号の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

(組織)

第二條 審議会は、委員三十人で組織する。審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第三條 審議会は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。(委員等の任命)

第三條 委員は、労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二條第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。臨時委員及び専門委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者並びに障害者を代表する者(障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する場合に限る。)のうちから、厚生労働大臣が任命する。

第四條 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができる。委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行つものとする。

第五條 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。会長は、会務を総理し、審議会を代表する。会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六條 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるところとする。

名 称	所 掌 事 務
労働条件分科会	一 厚生労働省設置法第四條第一項第四十一号から第四十二号まで、第四十六号、第四十七号及び第五十号(労働者の福利厚生に係る部分を除く。)に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること(労働者生活分科会及び雇用均等分科会の所掌に属するものを除く。) 二 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理すること。
安全衛生分科会	一 厚生労働省設置法第四條第一項第四十四号及び第四十五号に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。 二 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及び労働災害防止団体系法(昭和三十九年法律第十八号)の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理すること。
勤労者生活分科会	一 厚生労働省設置法第四條第一項第四十一号(賃金体系及び退職手当)に係る部分に限る。及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第四十八号、第四十九号及び第五十号(退職手当の保全措置)(労働基準監督官の行う監督に属するものを除く。)に係る部分に限る。に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。 二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)及び中小企業退職金共済法の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理すること。
職業安定分科会	一 厚生労働省設置法第四條第一項第五十三号から第五十六号まで及び第五十八号から第六十二号までに掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること(障害者雇用分科会の所掌に属するものを除く。) 二 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十六年法律第八十八号)、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和六十六年法律第六十八号)、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十二年法律第三十三号)、港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)並びに小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)、介護労働者の雇用の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)、看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理すること。
障害者雇用分科会	一 厚生労働省設置法第四條第一項第五十四号(障害者に係る部分に限る。第五十七号及び第六十二号(障害者に係る部分に限る。)に掲げる事務)に関する重要事項を調査審議すること。 二 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二十三号)及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年法律第二十三号)の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理すること。

職業能力開発分科会

一 厚生労働省設置法第四十一条第六十三号から第六十六号までに掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。
二 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)及び勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

雇用均等分科会

一 厚生労働省設置法第四十一条第四十一号(厚生労働省雇用均等・児童家庭局の所管に係る部分に限る)及び第六十七号から第七十三号までに掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。
二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律百十三号)育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)及び家内労働法(第八号第一項を除く)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。

3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
5 前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。

6 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する公益を代表する委員のうちから、当該分科会に属する委員が選出する。
7 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
8 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

9 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決をすることができ、審議会は、その定めるところにより、分科会に属する委員を置くことができる。
(部会)
第七條 審議会又は分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)が指名する。
3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

5 前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。

6 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選出する。
7 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
8 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

9 審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会)以下二項の規定において同じ。は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決をすることができ、審議会は、その定めるところにより、部会に属する委員を置くことができる。
(最低工資専門部会)
第八條 家内労働法第二十一条第二項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工資専門部会」といふ)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
3 最低工資専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第六項から第九項までの規定は、最低工資専門部会について準用する。
(雑務)
第九條 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいふ)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいふ)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいふ)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
内閣総理大臣 森 喜朗

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するものとする。

3 前二項の規定は、分科会、部会及び最低工資専門部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)
第十條 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)
第十一條 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、労働条件分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局総務課、安全衛生分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局安全衛生部野面課、勤労者生活分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課、職業安定分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局総務課、障害者雇用分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、職業能力開発分科会に係るものについては厚生労働省職業能力開発局総務課、雇用均等分科会に係るものについては厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課において処理する。

(雑則)
第十二條 この政令に定めるもののほか、議事の手續その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に附して定める。

附則
この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

内閣総理大臣 森 喜朗

第一条 労働政策審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。以下「設置法」という。）第九条及び労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、厚生労働大臣の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の三分の一以上から請求があったときに会長が招集する。

2 厚生労働大臣又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び厚生労働大臣に通知しなければならない。

第三条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、審議会令第六条第一項に規定する分科会（以下単に「分科会」という。）及び同令第七条第一項に規定する部会（以下単に「部会」という。）について準用する。

第四条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

4 前三項の規定は、分科会及び部会について準用する。

第五条 会議は、原則として公開する。

第六条 審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員二人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。

3 前二項の規定は、分科会及び部会について準用する。

第七条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度厚生労働大臣に送付しなければならない。

2 審議会は、設置法第九条第一項第三号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを厚生労働大臣に送付しなければならない。

第八条 分科会の所掌事務に属さない特定の事項を調査審議するに当たって、会長が必要と認めるときは、審議会に当該事項を調査審議するための部会を置くことができる。

第九条 分科会、前条に規定する部会又は審議会令第八条第一項に規定する最低賃金専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第十条 分科会に属する臨時委員及び専門委員は、審議会令第四条第四項及び第五項に規定する場合のほか、分科会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定は、部会に属する臨時委員及び専門委員について準用する。

第十一条 分科会又は部会（以下「分科会等」という。）に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、分科会等に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第十二条 この規程に定めるもののほか、分科会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が当該分科会に諮って定める。

2 前項の規定は、第八条に規定する部会について準用する。

第十三条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月十二日から施行する。

労働政策審議会職業能力開発分科会

(平成17年7月1日現在)

【公益代表】

えがみ せつこ 江上節子	東日本旅客鉄道株式会社 顧問
くろさわ ちはる 黒澤 昌子	政策研究大学院大学 教授
げん だ ゆうじ 玄 田 有 史	東京大学社会科学研究所 助教授
きとう ひろき 佐藤 博 樹	東京大学社会科学研究所 教授
ちゅうま ひろゆき 中 馬 宏 之	一橋大学イノベーション研究センター 教授
いまの ことし ちろう 今 野 浩 一 郎	学習院大学経済学部 教授

【労働者代表】

いの うえ くみえ 井上久美枝	政府関係法人労働組合連合 書記長
おおえ たくみ 大江拓美	全国建設労働組合総連合 書記次長
おぐり ひろとよ 小栗 啓 豊	日本基幹産業労働組合連合会 中央副執行委員長
はせがわ ゆうこ 長谷川裕子	日本労働組合総連合会 雇用法制対策局長
なかむら まさたけ 中村 正 武	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 副中央執行委員長
にしはら ことし ちろう 西原 浩 一 郎	全日本自動車産業労働組合総連合会 副会長

【使用者代表】

たにがわ かずお 谷川 和 生	株式会社東芝 執行役常務
ごしま ことし ちろう 五嶋 耕 太 郎	石川県中小企業団体中央会 会長
やまの ひさこ 山野 壽 子	ビューティートップヤマノ 代表取締役
すずき まさひと 鈴木 正 人	日本経済団体連合会 常務理事
なかむら のりこ 中村 紀 子	株式会社ホピンス コーポレーション 代表取締役
くさうら せいじ 草 浦 征 史	清水建設株式会社 執行役員人事部長

労働政策審議会委員名簿

(平成 17 年 4 月)

(公益代表委員)

今 野 浩一郎	学習院大学経済学部経営学科教授
今 田 幸 子	独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
齋 藤 邦 彦	財団法人労災ケアセンター理事長
諏 訪 康 雄	法政大学大学院政策科学研究科教授
菅 野 和 夫	明治大学法科大学院教授
清 家 篤	慶應義塾大学商学部教授
西 村 健一郎	京都大学大学院法学研究科教授
林 紀 子	弁護士
横 溝 正 子	弁護士
和 田 攻	東京大学名誉教授

(労働者代表委員)

岡 本 直 美	NHK関連労働組合連合会副議長
草 野 忠 義	日本労働組合総連合会事務局長
小 出 幸 男	JAM会長
古 賀 伸 明	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員長
笹 岡 好 和	全国電力関連産業労働組合総連合会長
林 誠 子	日本労働組合総連合会副事務局長
平 澤 弘 至	全日本運輸産業労働組合連合会執行委員長
丸 山 建 藏	国公総連労働組合連合会委員長
森 嶋 正 治	情報産業労働組合連合会中央執行委員長
山 口 洋 子	日本サービス・流通労働組合連合中央執行委員

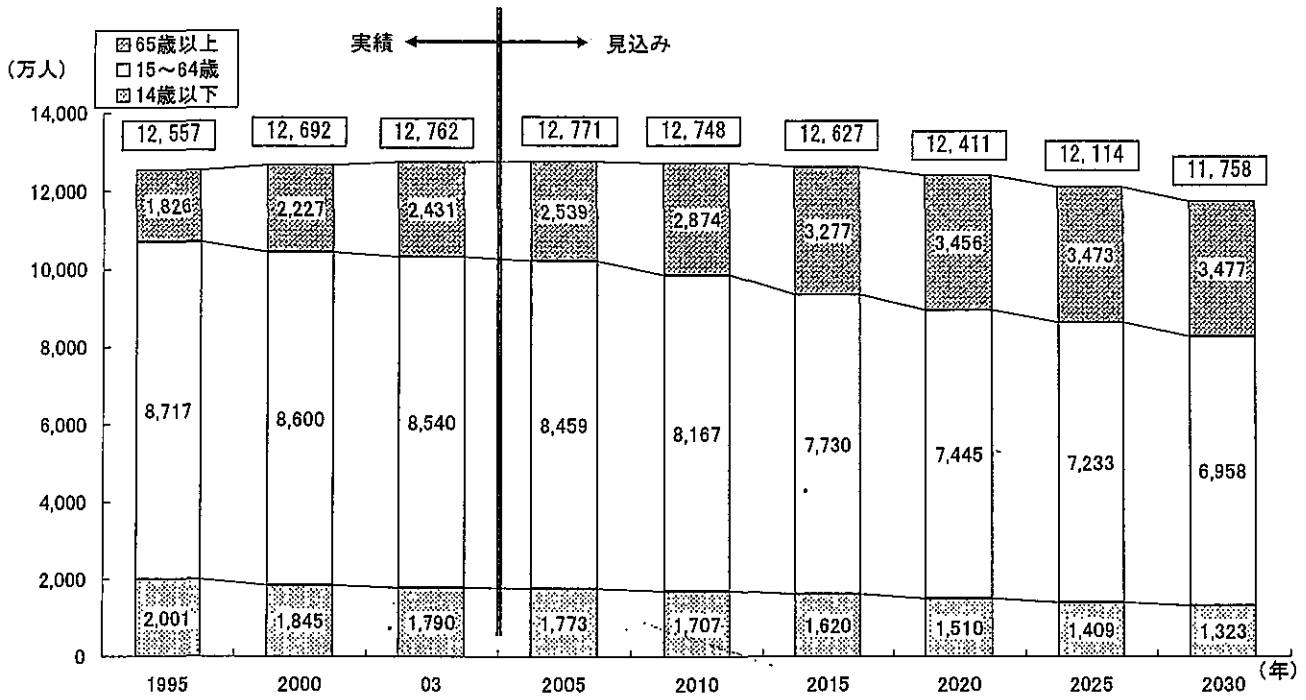
(使用者代表委員)

伊 藤 雅 人	オーデリック株式会社代表取締役社長
井 手 明 子	株式会社NTTドコモ営業本部お客様サービス部長
内 海 房 子	NECソフト株式会社執行役員
岡 部 正 彦	日本通運株式会社代表取締役社長
勝 俣 恒 久	東京電力株式会社取締役社長
加 藤 丈 夫	富士電機ホールディングス株式会社相談役
齋 藤 朝 子	株式会社山翠楼代表取締役社長
佐々木 光 男	全国中小企業団体中央会副会長
柴 田 昌 治	日本ガイシ株式会社代表取締役会長
矢 野 弘 典	社団法人日本経済団体連合会専務理事

(敬称略)

労働市場を取り巻く状況について

1 総人口の動向



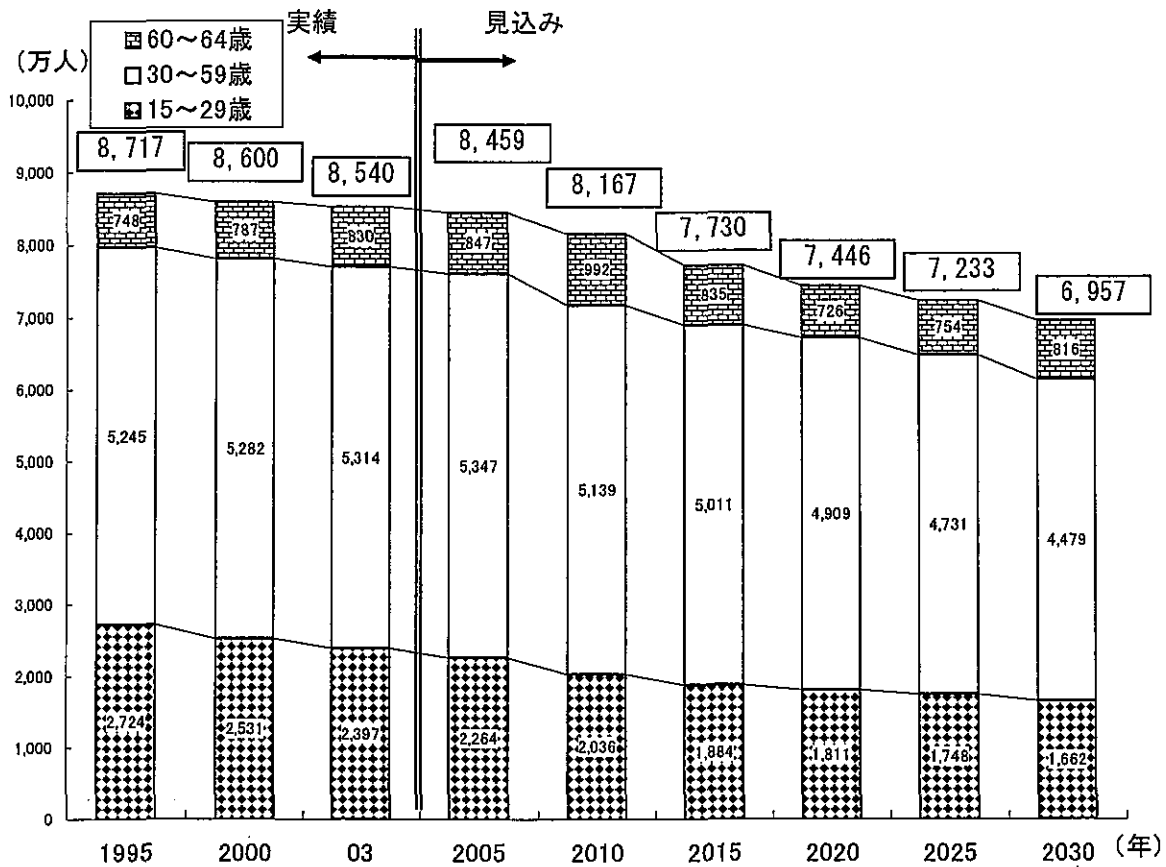
資料出所：

1995、2000年は総務省統計局「国勢調査」

2003年は総務省統計局「人口推計」

2005、2010、2015、2020、2025、2030年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（中位推計）」（平成14年1月）

2 生産年齢人口の動向



資料出所：

1995、2000年は総務省統計局「国勢調査」

2003年は総務省統計局「人口推計」

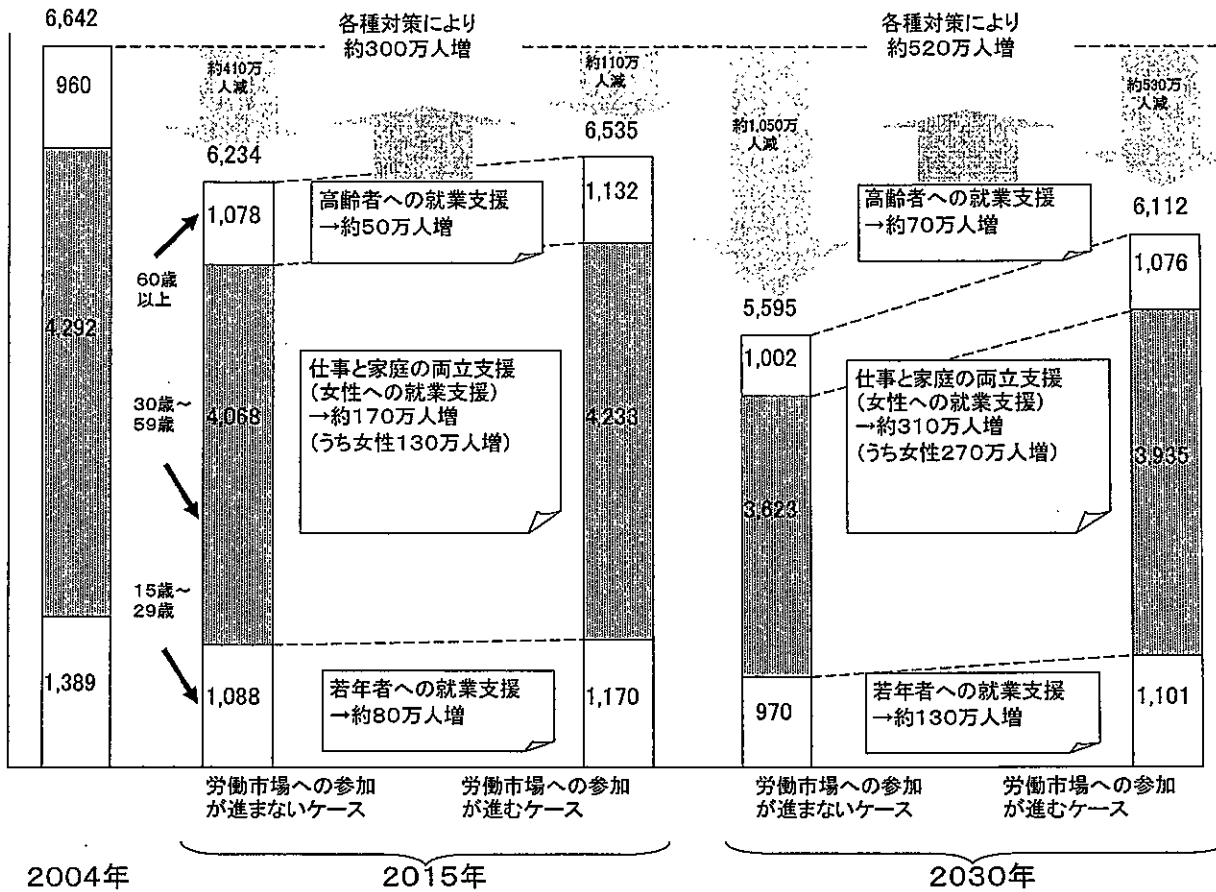
2005、2010、2015、2020、2025、2030年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（中位推計）」（平成14年1月）

3 労働力人口の動向

(総人口 12,769万人)

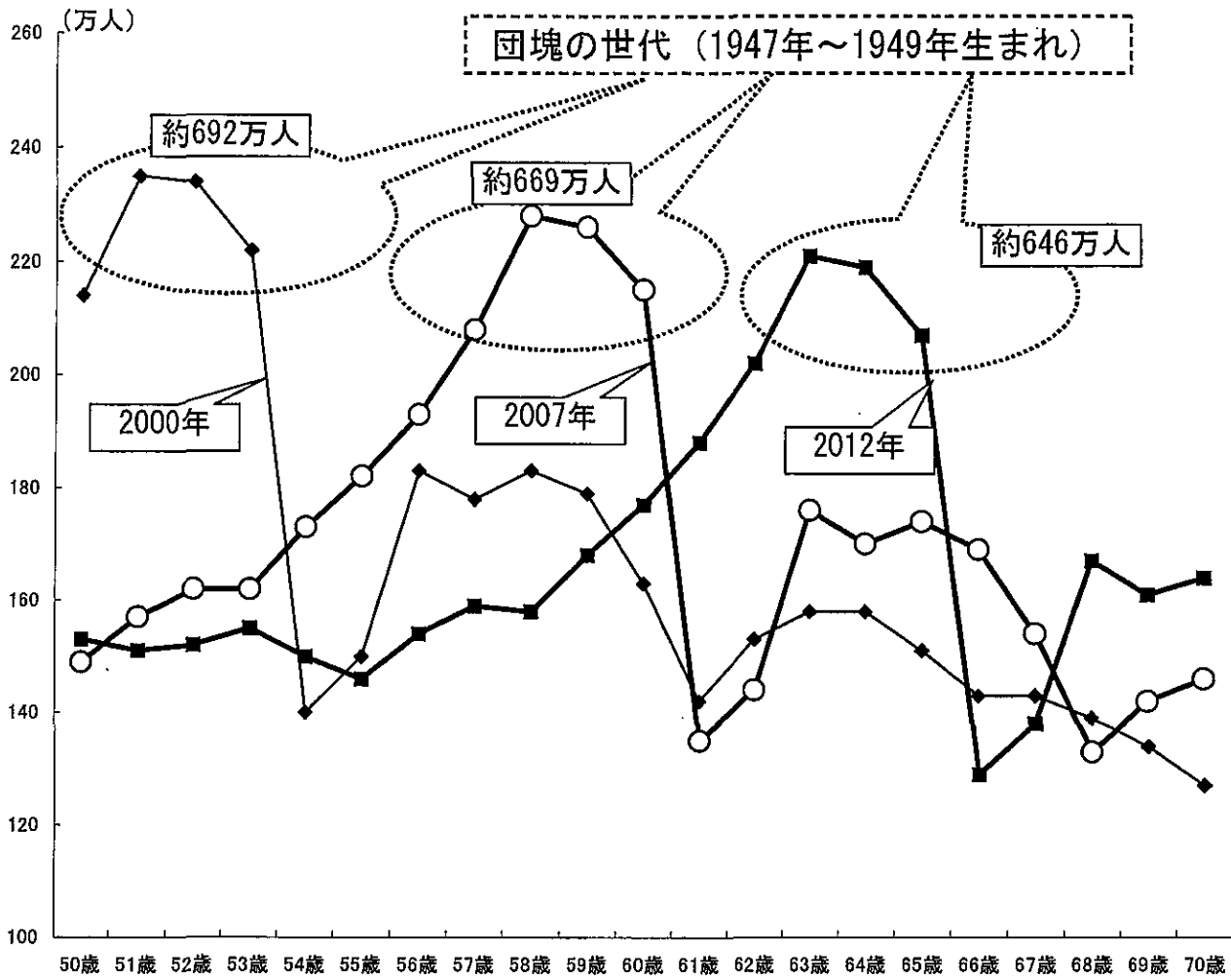
(総人口 12,627万人)

(総人口 11,758万人)



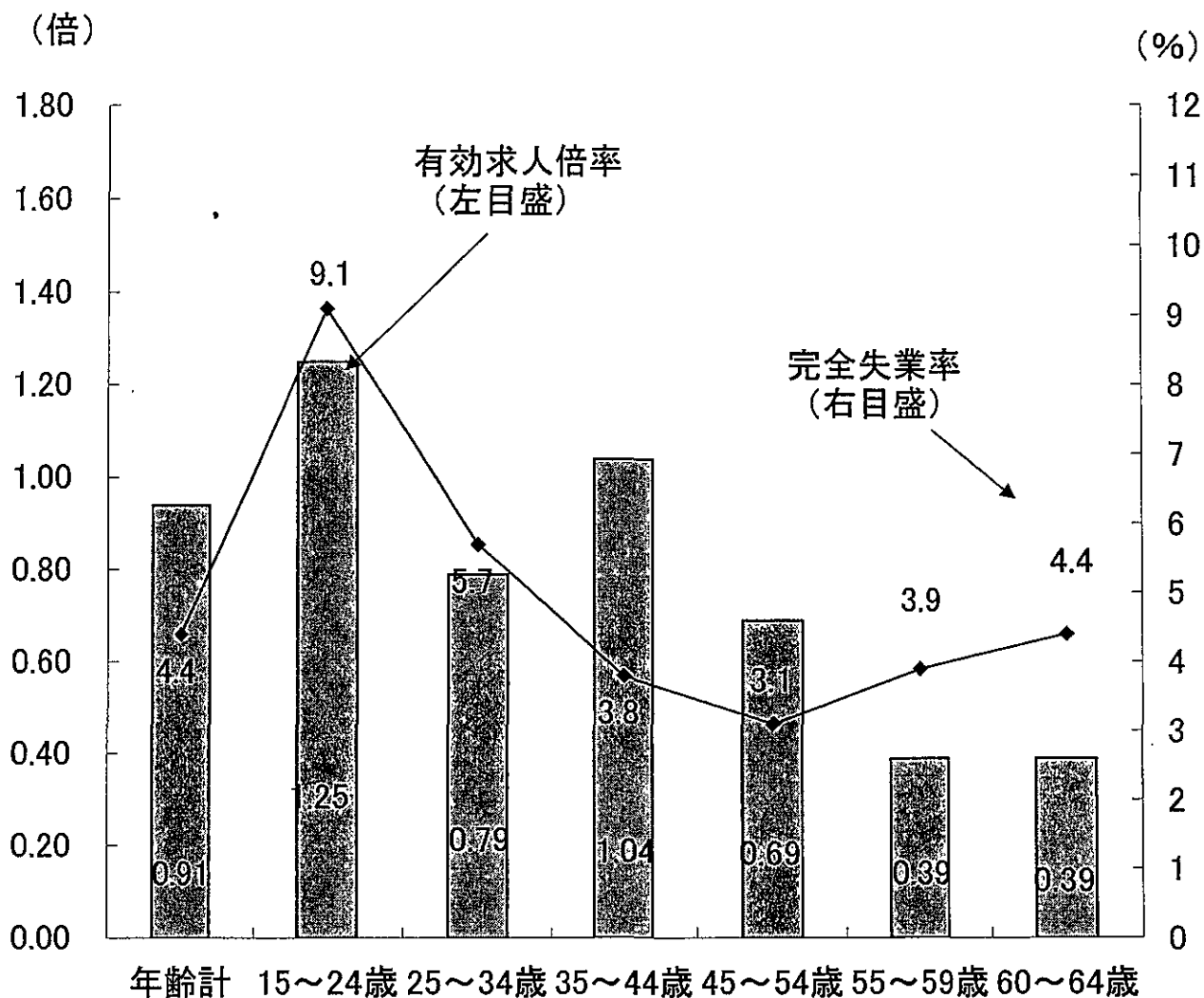
(資料出所) 総人口については、2004年は総務省「人口推計」、2015年、2030年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」による。
労働力人口については、2004年は総務省統計局「労働力調査」、2015年、2030年は厚生労働省職業安定局推計(2005年7月)による。

4 団塊の世代の高齢化



資料出所：平成14年1月推計 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

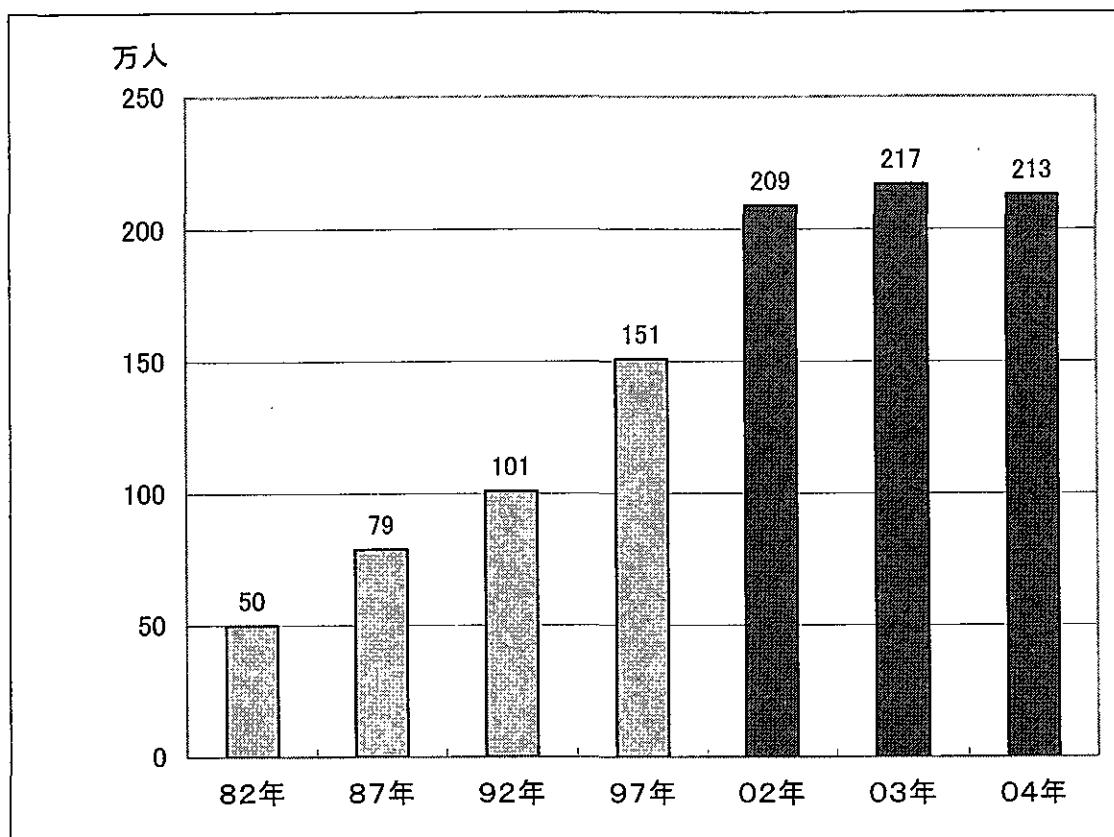
5 完全失業率と有効求人倍率(平成17年5月時点)



(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

注) ・「労働力調査」の調査対象者は、全国全世帯の中から無作為に選定した約4万世帯に居住する15歳以上の者約10万人。

6 フリーターの状況



資料出所:1982年～1997年は総務庁統計局「就業構造基本調査」を労働省政策調査部で特別集計。

2002年以降は総務省統計局「労働力調査詳細集計」を厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計。

注)・1982年、87年、92年、97年については、フリーターを、年齢は15～34歳と限定し、①現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者で、男性については継続就業年数が1～5年未満の者、女性については未婚で仕事を主にしている者とし、②現在無業の者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者と定義し、集計している。

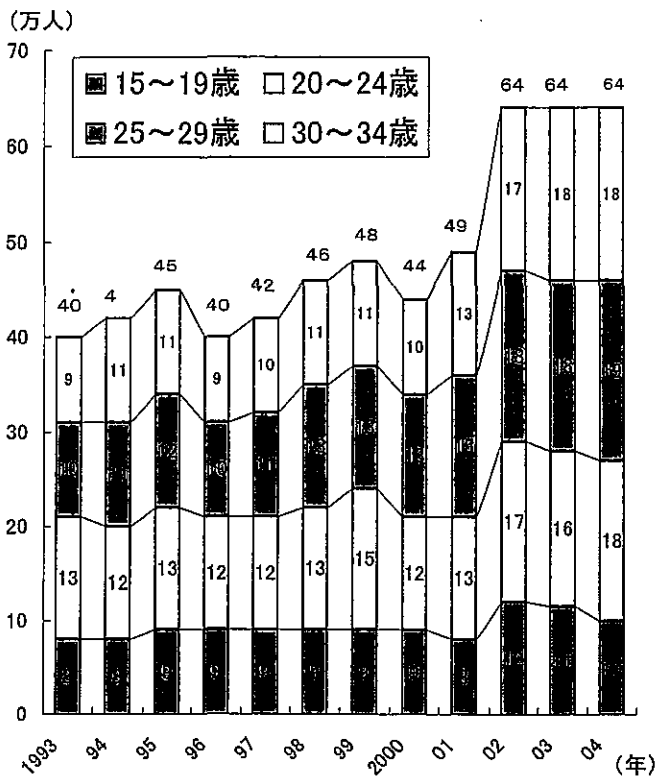
・2002年以降については、フリーターを、年齢15～34歳層、卒業者に限定することで在学者を除く点を明確化し、女性については未婚の者とし、さらに、①現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者で、②現在無業の者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者と定義し、集計している。

・1982年から97年までの数値と2002年以降の数値とでは、フリーターの定義等が異なることから接続しない点に留意する必要がある。

・「就業構造基本調査」の調査対象者は、指定された調査区のうち、大臣の定める方法により市町村長が選定した抽出単位に居住する約44万世帯の15歳以上の世帯員(外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人並びにこれらの家族、自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者、刑務所・拘置所に収容されている者のうち刑の確定している者及び少年・婦人補導院の在院者は除く。)

・「労働力調査詳細集計」の調査対象者は、全国全世帯の中から無作為に選定した約1万世帯に居住する15歳以上の者(刑務所・拘置所等のある区域及び自衛隊区域を含む地域は除く)。

7 若年無業者の増加



(資料出所)総務省統計局「労働力調査」